

14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

調査区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日 法律第 1 号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域はない。

15) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域はない。

16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準及び類型の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準がある。同基準は、通常、人の生活している地域または場所に対して一律に適用され、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。大気汚染に係る環境基準を表 4.2.7-5 に示す。

表 4.2.7-5 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考 1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 備考 2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。 備考 3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

(2) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準及び同基準の地域の類型が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。騒音に係る環境基準を表 4.2.7-6 (P4-163~164) に、地域の類型指定状況を表 4.2.7-7 (P4-164) に、地域の類型位置を図 4.2.7-4 (P4-165) に示す。なお、調査区域で A A 類型に指定されている地域はない。

表 4.2.7-6(1)騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型 \ 時間の区分	基準値	
	昼間(6-22 時)	夜間(22-6 時)
A A	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注 1：騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

注 2：類型の当てはめ地域は以下のとおりである。

- ・ A A 類型：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- ・ A 類型：専ら住居の用に供される地域
- ・ B 類型：主として住居の用に供される地域
- ・ C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

表 4.2.7-6(2)騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の類型 \ 時間の区分	基準値	
	昼間(6-22 時)	夜間(22-6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注 1：車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2：幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

注 3：幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注 4：騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

表 4.2.7-6(3)騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1：「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離※によりその範囲を特定する。（「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月 30 日 環大企 257 号））

※2 車線以下の車線を有する道路：15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路：20 メートル

注 2：騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

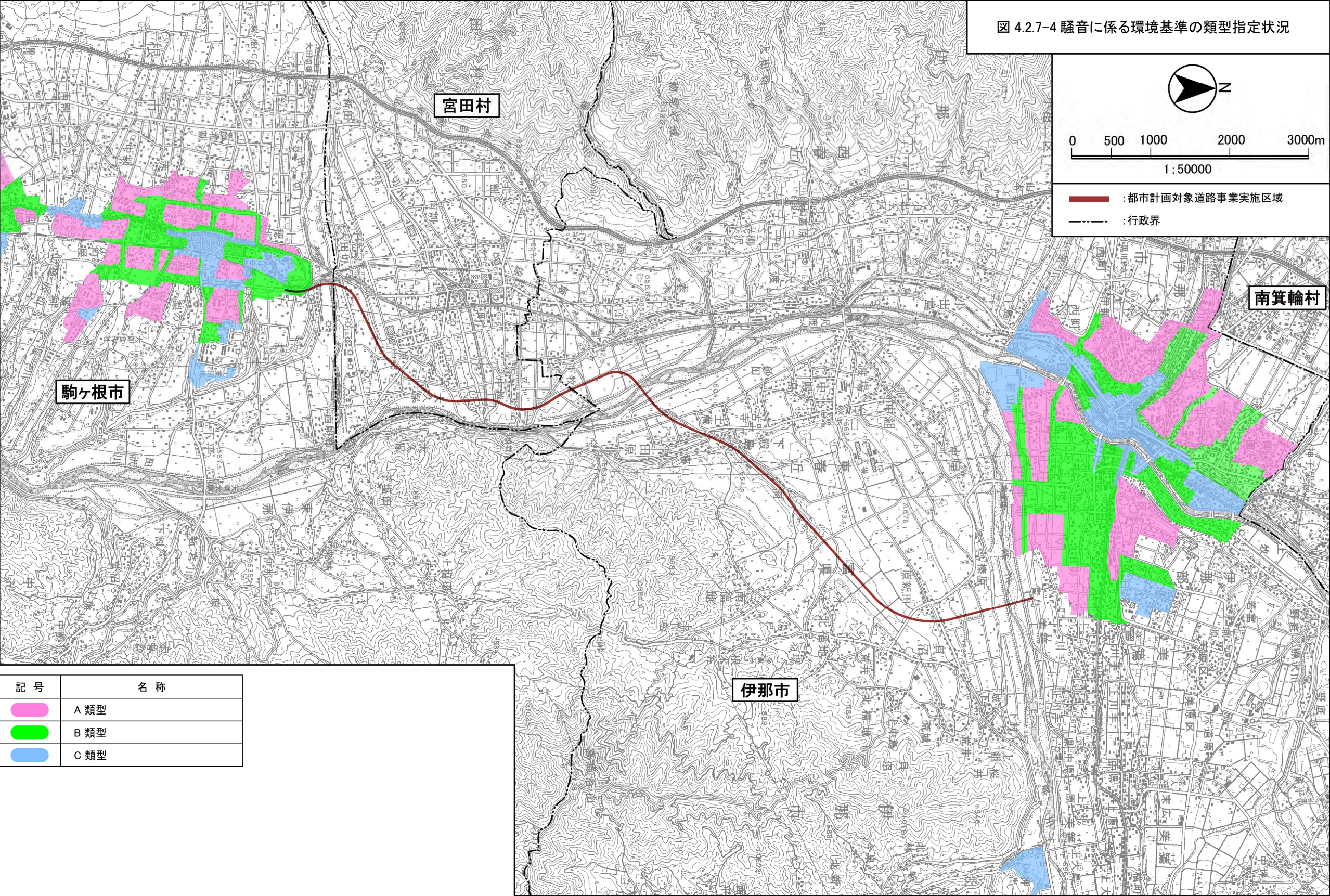
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 4.2.7-7 騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況

地域の類型	該当地域（駒ヶ根市及び伊那市）
A 類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B 類型	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：指定状況は平成 30 年 4 月 1 日現在である。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 30 年 3 月 長野県環境部）



出典:「公害関係基準のしおり」(平成30年3月 長野県環境部)
「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)

(3) 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準)がある。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された公共用水域に適用され、BOD等におけるA類型が岡谷市と辰野町の境界～三峰川合流点までの天竜川と三峰川、B類型が三峰川合流点～宮ヶ瀬橋までの天竜川、水生生物保全項目における生物A類型が岡谷市と辰野町の境界～鹿島橋までの天竜川が、それぞれ指定されている。水質汚濁に係る環境基準を表4.2.7-8(P4-166～168)に、調査区域における水域の類型指定状況を表4.2.7-9(P4-168)に、類型指定の位置を図4.2.7-5(P4-169)に示す。

表 4.2.7-8(1)水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2: 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	3: 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 4.2.7-8(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全[BOD 等]/河川[湖沼を除く])

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1: 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 備考 2: 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注 1: 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注 2: 水道 1 級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3: 水産 1 級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4: 工業用水 1 級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級…特殊の浄水操作を行うもの

注 5: 環境保全…国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない程度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 4.2.7-8(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全[水生生物保全]/河川[湖沼を除く])

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

表 4.2.7-9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

番号	水系	水 域	類 型	達成期間※
1	天竜川	天竜川 (1) (岡谷市と辰野町の境界～三峰川合流点)	B/生物 A	ロ/イ
2	天竜川	天竜川 (2) (三峰川合流点～宮ヶ瀬橋)	A/生物 A	ロ/イ
3	天竜川	三峰川 (全域)	A/-	イ/-

※：達成期間 イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

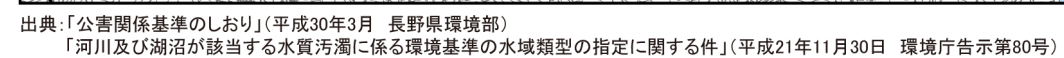
注：類型と達成期間での” / ” の区切りは「BOD 等/水生生物保全」の類型と達成期間を示す。

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 30 年 3 月 長野県環境部)

「水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型」(昭和 47 年 4 月 6 日 環境庁告示 7 号)

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定」(平成 6 年 1 月 24 日 県告示第 65 号)

「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成 21 年 11 月 30 日 環境庁告示第 80 号)



(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準がある。同基準はすべての地下水に対して一律に適用される。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表4.2.7-10に示す。

表 4.2.7-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準がある。同基準は汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、すべての土壌に対して一律に適用される。土壌の汚染に係る環境基準を表4.2.7-11(P4-172)に示す。

表 4.2.7-11 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1ℓにつき、0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1ℓにつき 0.01mg であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。

注 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められたダイオキシン類に係る環境基準がある。同基準は、適用場所等で示された場所で適用される。ダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2.7-12 に、適用場所等を表 4.2.7-13 に示す。

表 4.2.7-12 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg－TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg－TEQ/L 以下
水底の底質	150pg－TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg－TEQ/g 以下
備考1：基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラジオキシンの毒性に換算した値とする。 備考2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 備考3：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg－TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 4.2.7-13 ダイオキシン類に係る環境基準の適用場所等

媒 体	適用場所等
大 気	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外
水質（水底の底質を除く）	公共用水域及び地下水
水底の底質	公共用水域の水底の底質
土 壌	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌以外のすべての土壌

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

17) 騒音規制法第十七条第一項に規定する自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律 98 号）第十七条第一項に規定する自動車騒音の限度（要請限度）が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。自動車騒音の限度及び時間の区分を表 4.2.7-14 に、調査区域における区域の区分ごとに指定された地域の指定状況を表 4.2.7-15 に、区域の位置を図 4.2.7-6（P4-175）に示す。

表 4.2.7-14(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	限度	
	昼間（6-22 時）	夜間（22-6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

表 4.2.7-14(2) 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

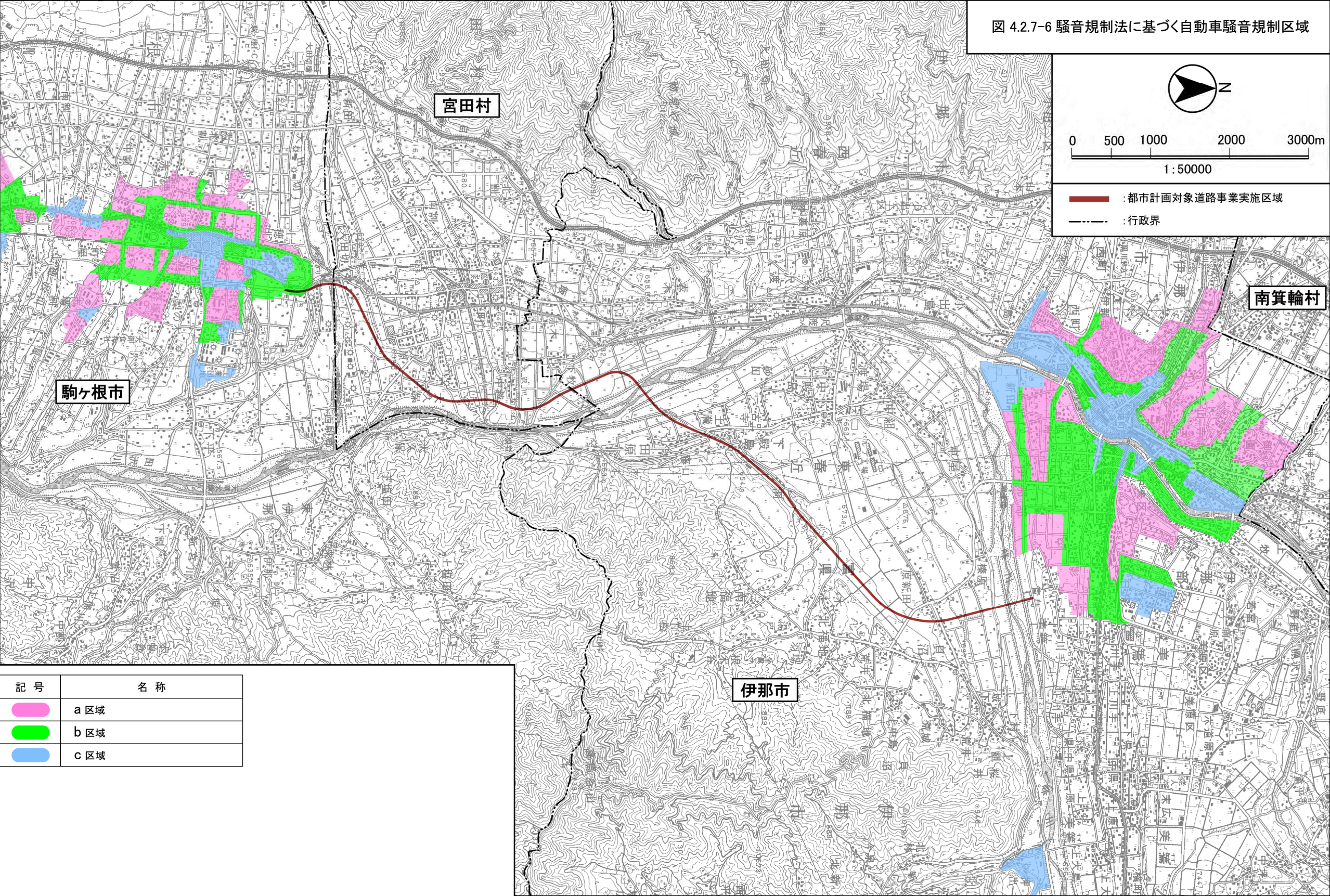
限度	
昼間（6-22 時）	夜間（22-6 時）
75dB 以下	70dB 以下

注：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

表 4.2.7-15 自動車騒音の要請限度を定める区域の区分

区域の区分	該当地域（駒ヶ根市及び伊那市）
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：指定状況は平成 30 年 4 月 1 日現在である。
出典：「公害関係基準のしおり」（平成 30 年 3 月 長野県環境部）



出典:「公害関係基準のしおり」(平成30年3月 長野県環境部)
「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)